

泉佐野市出会いの機会創出事業（結婚に向けた活動支援）

業務委託仕様書

1 業務名

泉佐野市出会いの機会創出事業（結婚に向けた活動支援）業務

2 現状

泉佐野市（以下「市」という。）においては、国の少子化対策集中取組期間（平成27年度～平成31年度）に合わせ、少子化対策を「泉佐野市まち・ひと・しごと総合戦略」の中で取りまとめ、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を基本目標とし、総合的な取り組みを進めているところである。

婚姻届数は年間400件台（平成29年度423件）で、経年的に低下傾向にあり、また若い世代の転入が少ないという課題があるため、緊急に対策を講じる必要がある。

3 目的

本業務は、「出会い」の場を積極的に創出することで、結婚の希望を叶え、少子化対策に資すること。

4 業務概要

異性との交際・結婚を望みながらも、その相手に出会えていない独身男女に対し、出会いの場を提供するための体験型婚活イベント等を開催。参加者にはアンケート調査を実施し、回収後は結果分析の上、報告書を市に提出する。

5 業務履行期間 契約日から令和2（2020）年3月31日

6 委託業務内容等

（1）イベント等内容

開催日数については3日以上とし、業務概要を鑑みたイベントもしくはセミナーを開催し、カップリングを行う。また、泉佐野市の紹介などにより、定住促進を図る。

なお、開催にあたり男女共同参画の視点に配慮すること。

（2）開催時期・場所

開催時期や場所については、発注者と協議のうえ調整し、泉佐野市内で開催。なお、会場は1ヶ所に偏ることのないよう配慮すること。

(3) 対象

20歳以上の独身男女で、泉佐野市内に居住しているもしくは居住を検討している男女。業務実施の際には、本人確認するため写真付きの身分証明証等の提示を求めること。

(4) 参加者負担

イベント等で飲食を伴うものについては、飲食費を徴収すること。ただし、参加者が参加しやすい料金設定になるよう配慮すること。

7 業務の基本事項

上記6で定める業務のほか、業務における基本事項は次のとおりとする。

(1) 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の適正管理に関して泉佐野市個人情報保護条例の規定を遵守し、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

受注者は、業務の遂行を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。委託期間が終了した後も同様とする。

(3) 文書の管理保存

委託業務を行うに当たり作成し、または取得した文書、図書、写真及び電磁的記録（以下「管理文書」という。）は、泉佐野市文書管理規定を参考に、適正に管理・保存することとする。なお、管理文書については、委託期間終了時に発注者の指示に従って引き渡しを行うこととする。

(4) 利用施設、地域住民等の連携・協力

受注者は、利用施設、地域住民等と良好な関係を構築して業務を遂行し、従事者に対してもこの旨適切な指導を行うこと。

(5) 障害を理由とする差別の解消について

受注者は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の趣旨を理解し、合理的配慮の提供及び障害に関する理解の向上に努めた業務運営を行うこと。

(6) 暴力団等の排除について

受注者は、暴力団等の排除に関して泉佐野市暴力団排除条例の規定を遵守すること。また、再委託契約等の締結にあたっては、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(7) 環境への配慮

受注者は、本業務を行うにあたり市の環境方針を遵守し、省エネルギー、CO2削減等環境への負荷軽減について積極的に取り組むこと。

(8) 安全面の配慮等

受注者は、参加者の安全に最大限の配慮を行うこと。イベント等で事故やトラブル

ルが発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに事故等発生の原因及び経過、事故等による被害の内容等について速やかに市に報告すること。また、補償が必要な事故等の対処のために、必要な措置を講ずること（保険加入等）。

8 本業務委託に要する経費

委託料の上限額は、3,080,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

9 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の実施状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者はこれに従わなければならない。

10 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたっては発注者と連携を密にし、必要に応じて協議すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

11 提出物

受注者は、参加者名簿と実績報告書を印刷物で2部、電子媒体で1部提出する。実施報告書については、下記のとおり最終的な開催実績やアンケート調査検証結果等をまとめたものを作成し、提出すること。

- (1) 参加者名簿、「泉佐野市出会い機会創出事業（結婚に向けた活動支援）業務」実施報告書
- (2) 提出先 泉佐野市こども部子育て支援課
- (3) 提出期限 令和2（2020）年3月末日
- (4) 著作件等

本業務委託に伴い新たに発生した著作権及び使用権については、発注者に帰属するものとし、成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受注者においてこの使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。